

第3節 騒音規制法

(騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等)

1. 特定工場等及び特定建設作業に係る規制地域

別表の市町名の欄に掲げる市町の区域のうち、同表の基準日の欄に掲げる日において都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。)並びに別図に区画した区域。ただし、同法第8条第1項第7号に掲げる風致地区を除く。

(注)

1. 別表に掲げる市町の区域とは、次のとおりである。

高岡市 魚津市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市 上市町 立山町 入善町 朝日町

2. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、前項の地域のうち次に掲げる区域をいう。

(1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域

(2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

(3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに別図に区画した区域

(4) 第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域(当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。)

3. 別図は省略する。

4. 富山市も同様である。

2. 特定工場等に関する規制

(1) 特定施設

1. 金属加工機械

イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。)

ロ 製管機械

ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)

ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)

- ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
- へ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
- ト 鍛造機
- チ ワイヤフォーミングマシン
- リ プラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
- ヌ タンブラー
- ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
- 2．空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3．土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 4．織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5．建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
 - ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
- 6．穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 7．木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ハ 碎木機
 - ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - へ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- 8．抄紙機
- 9．印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
- 10．合成樹脂用射出成形機
- 11．鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

(2) 規制基準(特定工場等の敷地境界線上における許容限度)(昭和48年11月24日富山県告示第1135号)

区域の 区分	左記の区分に対応する規制基準(単位デシベル)		
	昼間(午前8時から午後 7時まで)	朝夕(午前6時から午前 8時まで及び午後7時か ら午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日 午前6時まで)
第1種 区域	45	40	40
第2種 区域	55	45	40
第3種 区域	65	60	50
第4種 区域	70	65	63

- (1) 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず、昼間にあつては65デシベル、朝夕にあつては60デシベル、夜間にあつては55デシベルとする。
- (2) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準(第2種区域の夜間の基準を除く。)から5デシベルを減じた値とする。